

○高松市自転車等の適正な利用に関する条例

昭和57年3月27日条例第27号

改正

平成元年3月29日条例第40号

平成5年3月25日条例第24号

平成6年9月28日条例第48号

平成10年3月26日条例第21号

平成24年3月27日条例第48号

高松市自転車等の適正な利用に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、市民生活における自転車および原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の安全で、かつ、秩序ある利用について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保持および向上を図り、快適で安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、緑地帯、公園、駅その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 原動機付自転車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 放置 公共の場所等において、自転車等の利用者が当該自転車等から離れて、交通に著しい支障を生じさせ、直ちに移動させることができない状態をいう。
- (5) 自転車等駐車場 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する自転車等駐車場をいう。

(市長の責務)

**第3条** 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の安全な利用の促進に必要な施策を実施しなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

**第4条** 自転車等の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車等の利用について、歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車等の安全な利用に努めること。
- (2) 公共の場所等において、自転車等をみだりに放置して良好な都市環境を悪化させないこと。
- (3) 自転車等の盗難防止のために施錠する等必要な措置を講ずること。
- (4) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

(自転車等の小売を業とする者の責務)

**第5条** 自転車等の小売を業とする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車の防犯登録を勧奨すること。
- (2) 自転車等の取扱方法、定期的な点検の必要性等自転車等の安全利用のための情報を提供すること。
- (3) 本市の実施する施策に積極的に協力すること。

(鉄道事業者の責務)

**第6条** 鉄道事業者は、本市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(総合計画)

**第6条の2** 市長は、自転車等の駐車需要の著しい地域または自転車等の駐車需要が著しくなることが予想される地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条第1項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合計画の対象とする区域
- (2) 総合計画の目標および期間
- (3) 自転車等駐車場の整備の目標量および主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- (4) 法第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置
- (5) 放置自転車等の整理、移送等および移送した自転車等の保管、処分等の実施方針
- (6) 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- (7) 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、総合計画を定めるときは、あらかじめ、第15条に規定する高松市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(自転車等駐車場の整備区域等)

**第7条** 法第5条第4項の規定により条例で定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域および近隣商業地域とする。

(特定施設の新築または増築の場合の自転車等駐車場の設置)

**第8条** 前条に規定する区域内において、別表の(ア)欄に掲げる用途に供する施設（以下「特定施設」という。）であつて同表の(イ)欄に掲げる規模であるものを新築し、または増築しようとする者は、当該特定施設もしくはその敷地内またはその敷地内からおおむね50メートル以内の場所に、同表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した台数以上の規模である自転車等駐車場を設置しなければならない。

(複合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

**第9条** 別表の(ア)欄の2以上の用途に供する特定施設（以下「複合用途施設」という。）の新築または増築については、当該用途ごとに同表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上となる場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

**第9条の2** 特定施設（共同住宅または長屋の用途に供するものを除く。）の新築または増築に係る部分の延べ面積（以下この項において「新築等の面積」という。）が5,000平方メートルを超える場合における自転車等駐車場の規模については、第8条の規定にかかわらず、当該新築等の面積が5,000平方メートルまでの部分について別表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模に、当該新築等の面積が5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 複合用途施設の新築または増築に係る部分の延べ面積（共同住宅または長屋の用途に供する部分に係るものを除く。以下この項において「新築等の面積」という。）が5,000平方メートルを超える場合における自転車等駐車場の規模については、前条の規定にかかわらず、当該新築等の面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の面積が5,000平方メートルに占める割合と当

該新築等の面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、5,000平方メートルに当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに別表の(ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模の合計に、当該新築等の面積から5,000平方メートルを減じて得た面積に当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車場の規模とする。

(放置自転車等の整理区域および禁止区域)

**第10条** 市長は、関係機関との協議により、公共の場所等における放置自転車等の整理区域および禁止区域を定めることができる。

2 関係機関は、公共の場所等において、自転車等が放置されないよう相互に協力しなければならない。

(放置自転車等の移送、保管の措置)

**第11条** 市長は、前条第1項に規定する整理区域内において、相当な期間放置自転車等がある場合は、当該自転車等を移送し、保管することができる。

2 市長は、前条第1項に規定する禁止区域内において、相当な時間放置自転車等がある場合は、当該自転車等を移送し、保管することができる。

3 市長は、整理区域および禁止区域以外の公共の場所等において、自転車等が相当な期間にわたって放置され、市民の生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等を移送し、保管することができる。

4 市長は、前3項の規定により放置自転車等を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

(保管した自転車等の措置)

**第12条** 市長は、前条第1項から第3項までの規定により移送し、保管した自転車等については、規則で定める事項について告示しなければならない。

2 市長は、保管した自転車等のうち所有者の確認ができる自転車等については、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知をした後においても、なお利用者等による引取りがない自転車等については、一定期間経過後処分することができる。

4 市長は、前項の規定により当該自転車等を処分する場合は、その旨を告示しなければならない。

(立入検査等)

**第13条** 市長は、第8条から第9条の2までに規定する自転車等駐車場の設置に必要な限度において、施設もしくは自転車等駐車場の所有者もしくは管理者から報告を求め、または職員をして施設もしくは自転車等駐車場に立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

(措置命令)

**第14条** 市長は、第8条から第9条の2までの規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(協議会の設置)

**第15条** 法第8条の規定に基づき、高松市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成元年3月29日条例第40号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成5年3月25日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成6年9月28日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成10年3月26日条例第21号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年3月27日条例第48号）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

2 改正後の第8条から第9条の2までおよび別表の規定は、平成24年7月1日以後に特定施設(改正後の第8条に規定する特定施設をいう。以下同じ。)の新築または増築に着手する者について適用し、同日前に特定施設の新築または増築に着手した者については、なお従前の例による。

別表 (第8条—第9条の2関係)

(ア)	(イ)	(ウ)
用途	新築または増築の規模	自転車等の収容台数の割合
舞踏場, 遊技場または展示場	延べ面積300平方メートル以上	延べ面積15平方メートルにつき1台
百貨店, マーケット, 飲食店, 小売店舗, 観覧場, 劇場, 映画館, 演芸場, 集会場, 病院, 診療所または各種学校	延べ面積400平方メートル以上	延べ面積20平方メートルにつき1台
銀行その他の金融機関, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場または体育館	延べ面積500平方メートル以上	延べ面積25平方メートルにつき1台
事務所	延べ面積2,000平方メートル以上	延べ面積100平方メートルにつき1台
共同住宅または長屋	20戸以上	1戸につき1台

備考 (ウ)欄に掲げる割合により算定した自転車等の収容台数に1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。